白井市定期予防接種費用助成要綱

（目的）

第１条　この要綱は、予防接種法（昭和２３年法律第６８号。以下「法」という。）第５条第１項の規定に基づく定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）の対象者が、やむを得ない事由により、市が行う定期予防接種以外の定期予防接種を受ける場合、その費用の全部又は一部を助成することにより、対象者及びその保護者の経済的負担を軽減するとともに、定期予防接種を受ける機会を確保することで、公衆衛生の向上及び市民の健康増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　委託医療機関　定期予防接種に係る委託契約を市と締結している医療機関をいう。

⑵　委託外医療機関　委託医療機関外の医療機関をいう。

⑶　保護者　法第２条第７項に規定する保護者をいう。

（助成対象者）

第３条　助成の対象となる者は、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかの事由により委託医療機関において定期予防接種を受けることができない者又はその保護者とする。

⑴　保護者の里帰り出産

⑵　疾病

⑶　市外の施設又は医療機関へ入所又は入院

⑷　その他市長がやむを得ないと認める事由

（助成額）

第４条　助成の金額は、次に掲げる額のうち、いずれか低い額とする。

⑴　委託外医療機関における定期予防接種に要した費用の額

⑵　委託外医療機関において定期予防接種を受けた日の属する年度に市と委託医療機関が締結している委託契約に係る委託料の額（インフルエンザ及び肺炎球菌感染症に係る定期予防接種にあっては、当該委託料の額から市長が別に定める額を減じた額）

（助成の申請）

第５条　助成を受けようとする者は、委託外医療機関において定期予防接種を受ける前に、白井市定期予防接種費用助成申請書（別記第１号様式）により市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、白井市定期予防接種費用助成可否決定通知書（別記第２号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

３　市長は、前項に規定により助成することを決定した場合にあっては、当該申請をした者に対し、白井市定期予防接種実施依頼書（別記第３号様式。次条第１項において「依頼書」という。）を交付する。

（助成金の支給）

第６条　依頼書の交付を受けた者が助成金の支給を受けようとするときは、委託外医療機関において定期予防接種を受けた日の翌年度の４月末日までに、白井市定期予防接種費用助成請求書（別記第４号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に請求しなければならない。

⑴　予防接種を受けた委託外医療機関の領収書及び明細書、支払い証明書等の原本

⑵　予防接種を受けた際に使用した白井市の予診票の原本

⑶　被接種者及び申請者の本人確認ができる書類

⑷　口座情報のわかるもの（通帳やキャッシュカードの写しなど）

⑸　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否を決定し、白井市定期予防接種費用助成金支給（不支給）決定通知書（別記第５号様式）により、当該請求をした者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第７条　市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（関係機関との連携等）

第８条　市長は、助成を行うことの決定のための調査又は過去に決定した費用助成に係る調査のために特に必要と認めるときは、定期予防接種の対象者又はその保護者の同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供依頼等を行うものとする。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。